

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年9月30日
【計算期間】	第3期（自 2025年11月1日 至 2026年4月30日）
【発行者（受託者）名称】	株式会社S M B C信託銀行
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 萩原 攻太郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
【事務連絡者氏名】	株式会社S M B C信託銀行 信託業務部長 小室 龍彦
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
【電話番号】	03-6854-6800（大代表）
【発行者（委託者）氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代表者の役職氏名】	該当事項はありません。
【住所又は本店の所在の場所】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券報告書の提出理由】

2026年7月30日提出の有価証券報告書の記載事項について、大阪デジタルエクスチェンジ株式会社が2026年4月2日に規則の改定を公表した、分配金権利確定に伴う売買停止期間に関する記載が誤って記載されていたことから、これらを訂正するため、有価証券報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第1 信託財産の状況

5 投資リスク

(1) リスク要因

③ 本受益権の取引方法に関するリスク

（ロ）STARTでの取引に関するリスク

④ 本受益権に関するリスク

（イ）本受益権の流動性・譲渡制限に関するリスク

第2 証券事務の概要

1 名義書換の手續、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

② 本受益者の管理等

（イ）STARTにおける売買取引による譲渡

③ 受益権原簿に係る取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

＜受益権の売買（譲渡）手續（運用期間中の換金について）＞

3【訂正箇所】

下線部_____は訂正部分を示しております。

第1 信託財産の状況

5 投資リスク

(1) リスク要因

③ 本受益権の取引方法に関するリスク

(ロ) STARTでの取引に関するリスク

<訂正前>

(前略)

- ・ 信託の各計算期日の6営業日前の日から当該計算期日の2営業日前までの期間はSTARTにおける売買取引が停止されます。その他に、ODXの判断により一時的にSTARTにおける売買が停止されることがあります。売買停止期間中には、投資家は売却機会又は購入機会を得られない可能性があります。

(後略)

<訂正後>

(前略)

- ・ ODXの判断により一時的にSTARTにおける売買が停止されることがあります。売買停止期間中には、投資家は売却機会又は購入機会を得られない可能性があります。

(後略)

④ 本受益権に関するリスク

（イ）本受益権の流動性・譲渡制限に関するリスク

<訂正前>

- ・本受益権は、受託者の事前の承諾なくして譲渡することができず、その承諾は「ibet for Fin」を介した譲渡の記録のみによって行われるため、「ibet for Fin」を介さずに譲渡することができません。受託者の事前承諾を得るためには、当初取扱金融商品取引業者に対する申請を通じ、「ibet for Fin」において、受託者に対する本受益権の譲渡承諾依頼及び受益権原簿の名義書換請求を行う必要があります。これらの手続に沿った請求が行われない場合には、受託者による本受益権の譲渡の承諾は行われず、本受益権の譲渡は成立しません。また、各計算期日（信託終了日を含みます。）の6営業日前の日（同日を含みます。）から当該計算期日の2営業日前の日（同日を含みます。）までの期間は、本受益権の譲渡に係る約定をすることはできず、各計算期日（信託終了日を含みます。）の4営業日前の日（同日を含みます。）から当該計算期日（同日を含みます。）までの期間は、受益権原簿の名義書換請求（本受益権の譲渡及び相続による承継並びに証券口座移管に基づくものを含みますがこれらに限られません。）を行うことはできません。ただし、業務規程に基づく、買取償還のための当初取扱金融商品取引業者に対する譲渡については、この限りではありません。したがって、本受益者は、本受益権を希望する時期に希望する方法で売却（又は購入）できない可能性があります。

（後略）

<訂正後>

- ・本受益権は、受託者の事前の承諾なくして譲渡することができず、その承諾は「ibet for Fin」を介した譲渡の記録のみによって行われるため、「ibet for Fin」を介さずに譲渡することができません。受託者の事前承諾を得るためには、当初取扱金融商品取引業者に対する申請を通じ、「ibet for Fin」において、受託者に対する本受益権の譲渡承諾依頼及び受益権原簿の名義書換請求を行う必要があります。これらの手続に沿った請求が行われない場合には、受託者による本受益権の譲渡の承諾は行われず、本受益権の譲渡は成立しません。ただし、業務規程に基づく、買取償還のための当初取扱金融商品取引業者に対する譲渡については、この限りではありません。したがって、本受益者は、本受益権を希望する時期に希望する方法で売却（又は購入）できない可能性があります。

（後略）

第2 証券事務の概要

1 名義書換の手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

② 本受益者の管理等

（イ）STARTにおける売買取引による譲渡

<訂正前>

（前略）

- ・ 信託の各計算期日の6営業日前の日から当該計算期日の2営業日前までの期間はSTARTにおける売買取引が停止されます。その他に投資者保護等の観点からODXの判断により一時的にSTARTにおける売買取引が停止となることがあります。

（後略）

<訂正後>

（前略）

- ・ 投資者保護等の観点からODXの判断により一時的にSTARTにおける売買取引が停止となることがあります。

（後略）

③ 受益権原簿に係る取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

＜受益権の売買（譲渡）手続（運用期間中の換金について）＞

＜訂正前＞

本受益権はSTARTにおいて取り扱われており、取引開始日より当初取扱金融商品取引業者による注文の取次ぎを通じてSTARTにおいてODXの定める売買方法によって取引を行うことができるほか、当初取扱金融商品取引業者が直接の相手方となる方法によっても取引を行うことができます。ただし、各計算期日（信託終了日を含みます。）の6営業日前の日（同日を含みます。）から当該計算期日の2営業日前の日（同日を含みます。）までの期間は、本受益権の譲渡に係る約定をすることはできず、各計算期日（信託終了日を含みます。）の4営業日前の日（同日を含みます。）から当該計算期日（ただし、当該計算期日が信託終了日の場合には、当該計算期日の前営業日。同日を含みます。）までの期間は、受益権原簿の名義書換請求（本受益権の譲渡及び相続による承継並びに証券口座移管に基づくものを含みますがこれらに限られません。）を行うことはできません。なお、当初取扱金融商品取引業者が直接の相手方となる方法によっても取引を行う場合、当初取扱金融商品取引業者は、当初取扱金融商品取引業者が定める一定期間において、本受益権の購入を希望する投資家から本受益権の買付申込みがあった場合には、当該売却申込み及び買付申込みそれぞれに係る口数の照合を行い、うち一致する口数についてのみ、当初取扱金融商品取引業者が別途定める日に売買約定を成立させます。したがって、本受益者は、自己の売却申込みの条件に対応する買付申込みがないために、希望する時期に換金できない場合又は全く換金できない場合があります。ただし、業務規程に基づく、買取償還のための取扱金融商品取引業者に対する譲渡については、この限りではありません。

＜訂正後＞

本受益権はSTARTにおいて取り扱われており、取引開始日より当初取扱金融商品取引業者による注文の取次ぎを通じてSTARTにおいてODXの定める売買方法によって取引を行うことができるほか、当初取扱金融商品取引業者が直接の相手方となる方法によっても取引を行うことができます。なお、当初取扱金融商品取引業者が直接の相手方となる方法によっても取引を行う場合、当初取扱金融商品取引業者は、当初取扱金融商品取引業者が定める一定期間において、本受益権の購入を希望する投資家から本受益権の買付申込みがあった場合には、当該売却申込み及び買付申込みそれぞれに係る口数の照合を行い、うち一致する口数についてのみ、当初取扱金融商品取引業者が別途定める日に売買約定を成立させます。したがって、本受益者は、自己の売却申込みの条件に対応する買付申込みがないために、希望する時期に換金できない場合又は全く換金できない場合があります。ただし、業務規程に基づく、買取償還のための取扱金融商品取引業者に対する譲渡については、この限りではありません。